

2025年 6 月25日
第 8 回適正な価格形成に関する協議会資料

合理的な費用を考慮した価格形成について

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2025年 6 月25日
新事業・食品産業部

目次

1	食料システム法案の国会審議経過について……	2
2	判断基準に盛り込むべき事項について……	5
3	コスト指標の作成について ……………	12
	(参考) 関連資料……………	18

1 食料システム法案の国会審議経過について





- 令和7年3月7日に、食料システム法案が**閣議決定**。
- 4月17日から、衆議院本会議及び農林水産委員会において審議。
- 5月15日に、**衆議院**本会議で採決され、**可決**。
〔賛成会派は、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、有志の会。〕
- 5月30日から、参議院本会議及び農林水産委員会において審議。
- 6月11日に、**参議院**本会議で採決され、**可決・成立**。
〔賛成会派は、自由民主党、立憲民主・社民・無所属、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党、沖縄の風。〕



【指定品目】

- 指定飲食料品等については、認定指標作成等団体が公表するコスト指標を活用した取引の適正化の必要性等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会等での議論を経て、順次対象品目を定めること。特に、現在食料システムの関係者が一堂に会して協議が進められている**米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆**については検討を速やかに進め、対象品目として定めること。（衆・参 附帯決議）

【費用の考慮・商慣習見直し】

- 持続的な食料供給の実現を図るためには、**持続的な供給に要する費用の考慮**や納品期限の緩和を始めとする**持続的な供給に資する商習慣の見直し**を進めることが重要であることから、こうした取組が食料システムの幅広い関係者において実施されるよう、食品等取引実態調査をきめ細かく行い、実態を把握した上で、農林漁業者や食品等事業者に対する指導・助言等を適切に実施すること。（衆・参 附帯決議）

【消費者理解】

- 持続的な供給に要する費用の考慮や商習慣の見直しには、消費者の理解が必要不可欠となることから、本法で措置されている食品等事業者による消費者選択支援事業活動や、国による普及啓発活動等の実施などを通じ、**官民一体で消費者の理解醸成に努めること**。（衆・参 附帯決議）

2 判断基準に盛り込むべき事項について



- 本法案においては、農林漁業者・飲食料品等事業者に対し、食品の持続的な供給を図るため、取引における**2つの努力義務を措置**。
- 努力義務に関して、事業者の具体的な行動規範となる、**判断の基準となるべき事項（判断基準）**を定めることとしており、この**具体的な内容**について、今後、検討していく必要。

〈努力義務①〉

持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して取引条件の**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**

〈現在取り組まれている事例〉

- ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（※）に基づく行動
（※）発注者・受注者双方が採るべき行動/求められる行動を行動指針において明確化。
 本社（経営トップ）の関与、説明・資料を求める場合は公表資料とすること、要請があれば協議のテーブルに付く 等

〈努力義務②〉

取引の相手方から**商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案**があった場合、**検討・協力**

〈現在取り組まれている事例〉

- ・ SM物流研究会参加企業の取組（納品期限（3分の1ルール）の緩和 注1、発注・納品リードタイムの確保 注2）等

注1 180日以上賞味期間の加工食品の納品が対象

注2 特売品・新商品の発注・納品が対象



第7回協議会（R7.3.21）での主な意見

- ① 既存の取組である**労務費指針（※）等への対応状況、**
- ② **判断基準に盛り込むべき事項がないか等**について意見を伺ったところ、以下の発言があった。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会）

生産	・ <u>労務費指針の内容は、今回努力義務として、売り手・買い手双方に求められる誠実な協議に類似するものと受け止め。この内容は、大半の関係者・各業界において既に取り組まれていることであり、本協議会に参加する関係者は十分に対応可能なものではないか。</u>
製造	・ <u>交渉記録等を残すことにより、売り手と買い手双方の意識も高まる。</u> ・ <u>労務費指針について対応可能か疑問だったが、官民挙げて取組に対する意識が醸成されてきた。特に経営トップの関与が重要。</u> ・ <u>判断基準に盛り込むべき事項としては、定期的な協議の実施、説明は公表資料を使うこと等が考えられる。</u>
流通	・ <u>商慣習の見直しは、大変なエネルギーを要するため個々の交渉ではなく、大きな枠組みで進める必要。また、交渉のお作法について細かく判断基準に盛り込むと、かえって生産性を下げる可能性があることに留意する必要。</u> ・ <u>一般の相対取引と市場取引とでは違いがあることはよく認識しておいてほしい。</u>
小売	・ <u>労務費指針にある発注者としての行動は十分に取り組んでいる。</u> ・ <u>商慣習については、トップ（経営者）のコミットメントが重要。</u> ・ <u>交渉記録の保存は、細かい内容を求めるなど現場の新たな負担とならないように配慮してほしい。</u> ・ <u>中企庁や公取に加えて、農水省が過大な負担を強いることがないようにしてほしい。</u> ・ <u>協議のテーブルにつくというのは最も重要なこと。</u>
中食・外食	・ <u>判断基準に盛り込むべき事項として、原材料費の急激な変動の際に交渉できるようにしてほしい。</u>
消費者、有識者	・ <u>価格上昇だけでなく生産性の向上を図っていただくとともに、消費者に提供される情報の伝達やコミュニケーションの精度を上げてほしい。</u> ・ <u>経営トップの積極的なメッセージも必要。取組方針を社内外に示しながら、実効性のある取組を進めてほしい。</u> ・ <u>商慣習の見直しは必要。事業者の努力だけではなく、例えば常に品切れがないことなど、消費者が当たり前に求めていた概念を見直すことから始めることも重要。</u>



○ 今後行われる判断基準の策定の議論の際、**判断基準に盛り込むべき事項として以下に掲げる項目を検討することについて、ご意見をいただきたい。**

判断基準の検討項目	(参考) 第7回協議会での御意見等
1 事業者としての取組方針の明確化 誠実協議 商慣習 → 法第36条各号に掲げる措置に関し、事業者としての取組の方針を明確化するとともに、従業員への周知など当該取組の実施のために必要な措置を講ずること。	○ 労務費指針について対応可能か疑問だったが、官民挙げて取組に対する意識が醸成されてきた。特に<u>経営トップの関与が重要</u>。(製造) ➢ 本社（経営トップ）の関与（労務費指針）
2 協議の申出に当たっての根拠の説明 誠実協議 → 協議の申出に当たっては、公表資料、認定指標作成団体が公表するコスト指標その他を用いて、供給に要するコストなど「考慮を求める事由」の根拠となるべき事項を説明すること。	○ <u>定期的な協議の実施、説明は公表資料を使うこと等</u>が考えられる。(製造)
3 協議の速やかな開始 誠実協議 → 取引の相手方から協議の申出がされた場合には、速やかに協議を開始すること。 → 取引の相手方から定期的な協議の要請があった場合には、取引上の慣行に応じて適切な頻度で協議を実施すること。	○ <u>協議のテーブルにつくというのは最も重要なこと</u>。(小売) ○ 判断基準に盛り込むべき事項として、<u>原材料費の急激な変動の際に交渉できるようにしてほしい</u>。(中食・外食) ➢ 要請があれば協議のテーブルにつくこと（労務費指針）



判断基準に盛り込むべき事項についての検討項目

○ 今後行われる判断基準の策定の議論の際、判断基準に盛り込むべき事項として以下に掲げる項目を検討することについて、ご意見をいただきたい。

判断基準の検討の方向性	(参考) 第7回協議会での御意見等
4 協議における公表資料の尊重 誠実協議 → 協議においては、公表資料による説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。 → 指定飲食料品等については、認定指標作成団体が公表するコスト指標による説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。	➤ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること（労務費指針）
5 協議における必要な説明等の実施 誠実協議 → 協議においては、費用の考慮の状況その他の取引の相手方が求めた事項について必要な説明又は情報の提供を行うこと。	➤ 必要に応じ考え方を提案すること（労務費指針）
6 協議において説明なく取引条件の一方的な決定を行わないこと 誠実協議 → 協議において取引の相手方が求めた事項について必要な説明又は情報の提供を行わず、価格その他の取引条件を一方的に決定することを行わないこと。 → 合理的な根拠を説明せず、 ・ コストを著しく下回る納入価格を一方的に決定すること ・ 補助金等を理由に納入価格の引下げ（減額）を一方的に決定すること などが上記に該当する。	➤ 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止 (改正下請法第5条第2項第4号)



判断基準に盛り込むべき事項についての検討項目

○ 今後行われる判断基準の策定の議論の際、**判断基準に盛り込むべき事項として以下に掲げる項目を検討することについて、ご意見をいただきたい。**

判断基準の検討の方向性	(参考) 第7回協議会での御意見等
7 持続的な供給に資する取組の提案についての検討等 商慣習 → 持続的な供給に資する取組の提案に該当するものの例示は、以下のとおり。 ・ 納品期限の緩和についての提案（1/3ルールの見直しの提案） ・ 発注を早期に行うことについての提案（リードタイムの延長の提案） ・ 日付逆転品の納品禁止の見直しについての提案 ・ 賞味期限等が混合した商品の納品禁止の見直しについての提案 ・ 欠品に伴う金銭的ペナルティの見直しについての提案 ・ 標準仕様パレット（11型パレット）その他の標準化された規格に適合するパレットの使用についての提案 ・ 物流に係るデータの標準化の実施についての提案 ・ 納品頻度（回数）の削減についての提案 → 取引の相手方から、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、速やかに必要な検討及び協力を行うとともに、当該提案をした取引の相手方の求めに応じ、その検討状況等について必要な説明又は情報の提供を行うこと。	○ <u>商慣習の見直しは、大変なエネルギーを要するため個々の交渉ではなく、大きな枠組みで進める必要。（流通）</u> ○ <u>商慣習については、トップ（経営者）のコミットメントが重要。（小売）</u> ➢ 納品期限を緩和すること、発注を早期に行うことその他の食品廃棄物の発生抑制の円滑な実施に資する措置の実施に努めること （食品リサイクル法判断基準第3条第1項第8号） ➢ 標準仕様パレットその他標準化された規格に適合するパレットを使用することその他の措置により、荷役等の効率化を図ること （物流効率化法判断基準第4条第1項第1号） ➢ 物資の流通に係るデータの標準化を実施することその他の措置により、効率化のための取組の実施の円滑化を図ること （物流効率化法判断基準第5条第4号） ➢ 貨物の受渡しを行う日、時刻等の集約を図ることその他の措置により、貨物の出荷量等の適正化を図ること （物流効率化法判断基準第2条第1項第2号）



- 今後行われる判断基準の策定の議論の際、**判断基準に盛り込むべき事項として以下に掲げる項目を検討することについて、ご意見をいただきたい。**

判断基準の検討の方向性	(参考) 第7回協議会での御意見等
8 協議の申出等を理由とする不利益取扱いを行わないこと 誠実協議 商慣習 → 取引条件に関する協議の申出又は持続的な供給に資する取組の提案がなされたことを理由として、当該取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。	➤ 労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと（労務費指針）
9 交渉記録の作成 誠実協議 商慣習 → 2～8の措置の実効性を確保するため、交渉の記録を作成し、取引当事者双方で保管すること。	○ 交渉記録等を残すことにより、売り手と買い手双方の意識も高まる。（製造） ○ 交渉記録の保存は、細かい内容を求めるなど現場の新たな負担とならないように配慮してほしい。（小売） ➤ 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管（労務費指針）
10 消費者理解のための情報提供 誠実協議 商慣習 → 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した飲食料品等の選択に資するよう、消費者理解のための情報の提供に配慮すること	○ 価格上昇だけでなく生産性の向上とともに、<u>消費者に提供される情報の伝達やコミュニケーションの精度を上げてほしい。</u>（消費者）

3 コスト指標の作成について



コスト指標作成にあたって整理すべき事項と基本的な考え方①

- 米、野菜、豆腐・納豆の各WGにおけるご議論を踏まえ、今後のコスト指標作成に当たって、整理すべき事項とその基本的な考え方は、以下のとおり。

整理すべき事項	基本的な考え方
【指標の基本的な内容】 ✓どのようなコスト指標を目指すか。	○一定の 前提条件 を置いて、生産、集出荷、卸売、小売等の 各段階の実額コスト （注）を算出し、これをコスト指標とする。その際、 基準年の指標を作成した上で 、直近の指標は 費用ごとに物価統計等を活用して変動を反映 させて作成する。 注：物財費、機械施設費、光熱費、輸送費、保管料、労務費（雇用労働費、家族労働費）など、生産、集出荷、卸売、小売等の 各段階 の持続的な供給に要する コストの積み上げにより算出する 。
【コスト算出の前提条件】 ✓コストの算出の 前提条件 をどのように設定するのか。 ・ 想定する品目 ・ 想定する産地・作型（例：主産地の主要な作型） ・ 想定する販売地（例：首都圏で販売） ・ 想定する収量（例：基準年の収量として5か年平均値）	○コストの算出の前提条件は、できる限り 品目ごとの実情を反映 、コスト指標が多くの取引において参照されるよう、 一定の代表性 が確保されるように設定する。その際、収集できるデータをはじめとする 限られたリソース の中で、コスト指標の 算出が可能となるように前提条件を設定する必要がある 。
【指標作成の頻度・時期】 ✓コスト指標の作成・更新・公表の 頻度と時期 はいつにするのか。	○品目の価格交渉時期や収穫期の実態を踏まえ、 1年に1回（P） 、作成・更新・公表する。また、コストの急変等、大きな 状況変化 があった場合には、 臨時的に更新・公表 する。

コスト指標作成にあたって整理すべき事項と基本的な考え方②



整理すべき事項	基本的な考え方
【指標作成に活用するデータ】 ✓ 指標作成に活用する公表資料は何か。 ・ 活用する公的統計は何か。 ・ 国のコスト調査を活用するのか。 ・ 業界の公表資料等、その他指標作成に当たって活用する既存のデータは何か。 ✓ コスト指標作成団体として、自ら収集するデータは何か。当該データの収集方法、収集範囲、秘密保持等をどのようにするのか。	○ 国が行うコスト調査の結果や公的統計、公表された民間の業界データ等、可能な限り既存のデータを活用する。 ○ 既存のデータだけでは不足する情報は、コスト指標作成団体の独自の調査等により収集することとなるが、この場合には、限られたリソースの中で実施可能な調査手法を選択していく必要。
【指標の公表の範囲・方法】 ✓ 指標の公表方法はどのようにするのか。 ✓ 公表する数値の範囲、内容等はどのようにするのか。	○ ホームページに掲載するなど、消費者が広く閲覧できる形で公表する。この場合、コストの内訳をどこまで詳細に公表するかなど、公表内容は適切に選択していく必要。
【その他】 ✓ 今後の指標の見直し・拡充について、どのように考えるのか。	○ まずは、典型的なコスト指標を策定し、順次、バリエーションを細分化する等、段階を追って内容を拡充していく。

※ なお、**飲用牛乳WG**においては、**7月上旬**にご議論いただく予定。

協議会・WG構成員の皆様をお願いしたいこと



1 国が実施するコスト調査への協力について

令和7年度においても、コスト調査を実施予定。
精度向上等のため、昨年度以上の回答数を得るなど、調査の充実が必要。

⇒ 国による今年度のコスト調査の実施に当たり、アンケート調査等にご協力いただきたい。

2 民間団体が行うコスト指標の作成等の検討・実証事業への協力について

民間団体が行うコスト指標の作成等の検討・実証を支援する事業を公募予定（コスト指標活用等実証事業）。

⇒ コスト指標の作成を目指す民間団体においては、本事業の活用をご検討いただきたい。

⇒ 協議会・WG構成員においては、本事業に採択された民間団体から依頼があった場合には、可能な限りご参画・ご協力いただきたい。

3 コスト指標作成団体への協力について

食料システム法に基づくコスト指標作成団体は、生産・製造・加工・流通・販売のうち、少なくとも、複数の段階の事業者・事業者団体が参画することを要件としている。

⇒ 食料システム法に基づくコスト指標作成団体から依頼があった場合には、その指標作成の取組に、可能な限りご参画・ご協力いただきたい。

事業の概要

コスト指標を活用した取引を定着させるため、**コスト指標の作成**やその**活用方法等の検討・実証**を支援します。

【事業内容】

事業名 : コスト指標活用等実証事業

対象者 : 品目ごとのコスト指標を活用した取引の定着に取り組む者（1者が複数の品目について取り組むことも可能）

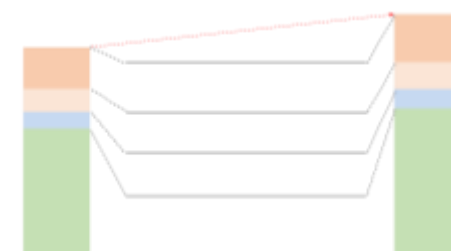
支援内容 : コスト指標の作成やその活用方法等の検討・実証等

補助率 : 定額

事業要件 : コスト指標を作成するときは、生産から販売に至る一連の行程における飲食料品等事業者及び農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）を参画させること 等

【補助対象経費】

コスト指標作成を含む必要な調査・実証・研究、検討会・勉強会の開催、相談対応、事業報告書の作成等の取組に要する経費（人件費、謝金、賃金、旅費、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費）



【募集時期】

準備が整い次第、開始（夏頃を予定）

※ぐるなび（事業実施主体）のHPに掲載予定

適正な価格形成に関する協議会・WG開催状況



年月日	会合
令和5年 8月29日	第1回 適正な価格形成に関する協議会
10月11日	第2回 適正な価格形成に関する協議会 → ワーキンググループの設置を決定
20日 30日	第1回 飲用牛乳ワーキンググループ 第1回 豆腐・納豆ワーキンググループ
11月17日 28日	第2回 飲用牛乳ワーキンググループ 第2回 豆腐・納豆ワーキンググループ
12月27日	第3回 適正な価格形成に関する協議会
令和6年 2月 9日	第3回 豆腐・納豆ワーキンググループ
3月15日	第3回 飲用牛乳ワーキンググループ
4月 5日	第4回 適正な価格形成に関する協議会
令和6年 8月 2日	第5回 適正な価格形成に関する協議会

年月日	会合
令和6年 10月24日	第6回 適正な価格形成に関する協議会 → 米ワーキンググループ、野菜ワーキンググループの設置を決定
11月 5日 6日	第1回 米ワーキンググループ 第1回 野菜ワーキンググループ
令和7年 2月 4日 7日	第2回 米ワーキンググループ 第2回 野菜ワーキンググループ
3月21日	第7回 適正な価格形成に関する協議会
4月15日 4月16日	第3回 米ワーキンググループ 第4回 豆腐・納豆ワーキンググループ
6月 6日 18日 18日	第3回 野菜ワーキンググループ 第4回 野菜ワーキンググループ 第5回 豆腐・納豆ワーキンググループ
6月25日	第8回 適正な価格形成に関する協議会
7月上旬 (予定)	第4回 飲用牛乳ワーキンググループ

(参考) 関連資料



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用すること考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

労務費指針に掲げられている行動の取組状況



○ 労務費指針に掲げられている、発注者及び受注者として採るべき行動/求められる行動の取組状況は下表のとおり。

(単位：%)

発注者	発注者として採るべき/求められる行動							発注者・受注者双方として採るべき/求められる行動	
	①経営トップの関与		②発注者側からの定期的な協議の実施	③説明・資料を求める場合は公表資料とすること	④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと	⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと	⑥必要に応じ考え方を提案すること	①受注者との定期的なコミュニケーション	②交渉記録の作成、双方で保管
	取組方針を決定すること	取組方針を社内外に示すこと							
	69.6	35.7	23.7	88.1	70.9	87.7	64.7	49.3	26.0

受注者	受注者として採るべき/求められる行動				発注者・受注者双方として採るべき/求められる行動	
	①相談窓口を活用するなど積極的に情報収集して交渉に臨むこと	②価格交渉の根拠資料に公表資料を用いること	③受注者の交渉力が比較的優位なタイミングの機会を活用して行うこと	④発注者の価格提示を待たずに自ら希望額を提示	①発注者との定期的なコミュニケーション	②交渉記録の作成、双方で保管
	3.5	82.3	75.7	78.7	79.7	36.1

出典：令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査結果（令和6年12月16日・公正取引委員会）を基に農林水産省が作成。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216_tokubetucyosakekka.html

注：食料品製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業を含む43業種37,636件の回答を集計したもの。

個社における取組例（パートナーシップ構築宣言から抜粋）



食料品製造業の例

【A社】

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

飲食料品卸売業の例

【B社】

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。具体的には、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉・明示的な協議を積極的に働きかけ、「価格決定方法の適正化」に向けて取り組みます。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

飲食料品小売業の例

【C社】

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

【D社】

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

出典：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトを基に農林水産省が作成。

<https://www.biz-partnership.jp/list.php#indus-9>

商慣習の見直しに関する取組事例

チルド物流研究会の取組

- チルド食品は冷蔵温度帯（0～10℃）で流通、賞味期限が短い、納品リードタイムが短い、多頻度・少量配送といった特徴。
- 持続可能なチルド食品物流で商品をお客様へお届けするため、関係9社が令和6年10月7日に「チルド物流研究会」を発足。
- 2030年を一旦の完成期として目指し、①納品期限の緩和、②トラックドライバーの付帯作業（店別仕分け作業等）の削減、③輸配送効率化、④標準化・システム導入による効率化に取り組む。

取組課題②トラックドライバーの付帯作業削減



（出典）令和6年10月7日 チルド物流研究会発表資料

SM物流研究会の取組

- 2024年問題をはじめとする物流危機を回避し、物流分野を「競争領域」ではなく「協力領域」と捉えて、各社の協力による物流効率化策の研究・検討を目的として、発足。
- ①加工食品における定番商品の発注時間の見直し、②特売品・新商品における発注・納品リードタイムの確保、③納品期限の緩和、④流通BMSによる業務効率化に取り組む、持続可能な食品物流に向けた取り組みを共同宣言。

（2）持続可能な食品物流に向けた取り組み宣言

「持続可能な食品物流に向けた取り組み宣言」

1. 加工食品における定番商品の発注時間の見直し

加工食品における定番商品の店舗発注時間を前倒し
→お取引先様の夜間作業の削減および調整作業時間確保の実現

2. 特売品・新商品における発注・納品リードタイムの確保

特売品・新商品の計画発注化を進める
確定した発注データをもとに商品や車両の手配ができる環境を整備
→緊急手配等の作業負担軽減、積載効率および実車率の向上

3. 納品期限の緩和（1/2ルール）の採用

180日以上賞味期間の加工食品における「1/2ルール」採用
→商品管理業務の負担軽減による食品物流効率化への貢献

4. 流通BMSによる業務効率化

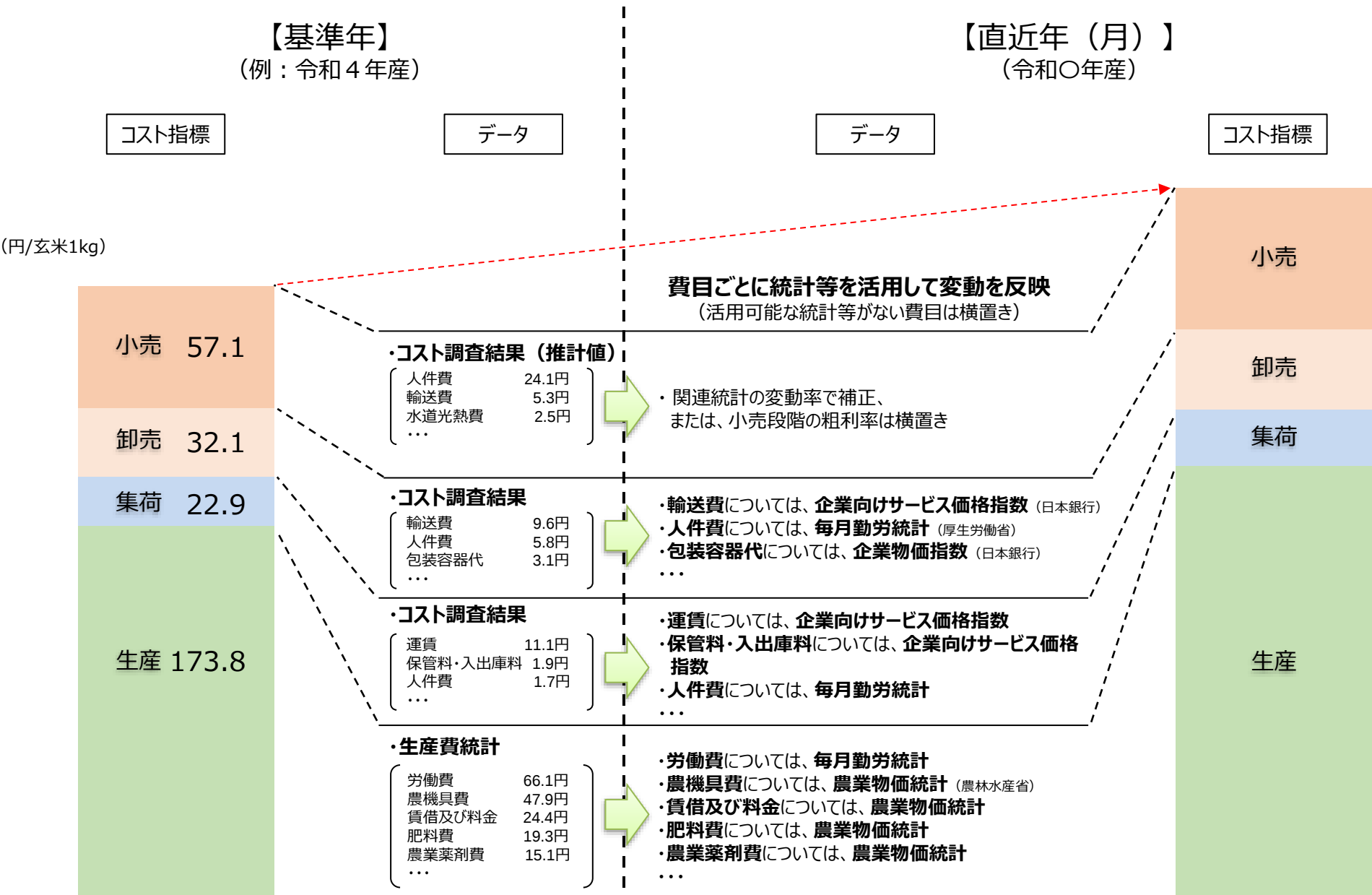
卸売業と小売業間の受発注方式における標準化された流通BMSの導入
→高速通信による作業時間確保、伝票レス・検品レスによる業務効率化

（出典）令和6年7月9日 第3回加工食品分野の物流の適正化・生産性向上に向けた取組の情報連絡会資料

FSP研究会の取組

- 「物流」課題の発掘とその解決策を製（製造業）・配（卸売業）・販（小売業）の三層で議論し、社会実装することを目指したもの。
- 製・配・販が連携するアクションプランとして、①店舗納品期限「2分の1残し」への統一化、②小売・卸間、卸・メーカー間の定番発注締め時間調整、③特売・新製品の確定数量化を可能にする適正リードタイムの確保を掲げている。

（出典）令和7年2月1日 日本加工食品卸協会会報



(注) 上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。

【基準年】
(例：令和5年度)

【直近年（月）】

コスト指標

データ

データ

コスト指標

(円/1P(300g))



・コスト調査結果（推計値）

人件費	11.3円
輸送費	2.4円
...	

費目ごとに統計等を活用して変動を反映
(活用可能な統計等がない費目は横置き)

・関連統計の変動率で補正、
または、小売段階の粗利率は横置き

・コスト調査結果（推計値）

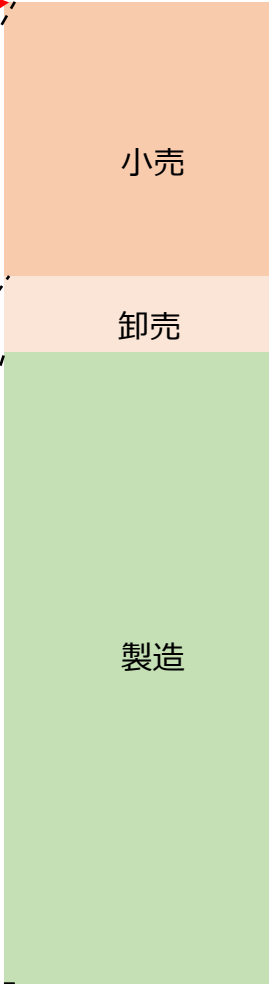
物流費	1.9円
人件費	1.0円
...	

・関連統計の変動率で補正、
または、小売段階の粗利率は横置き

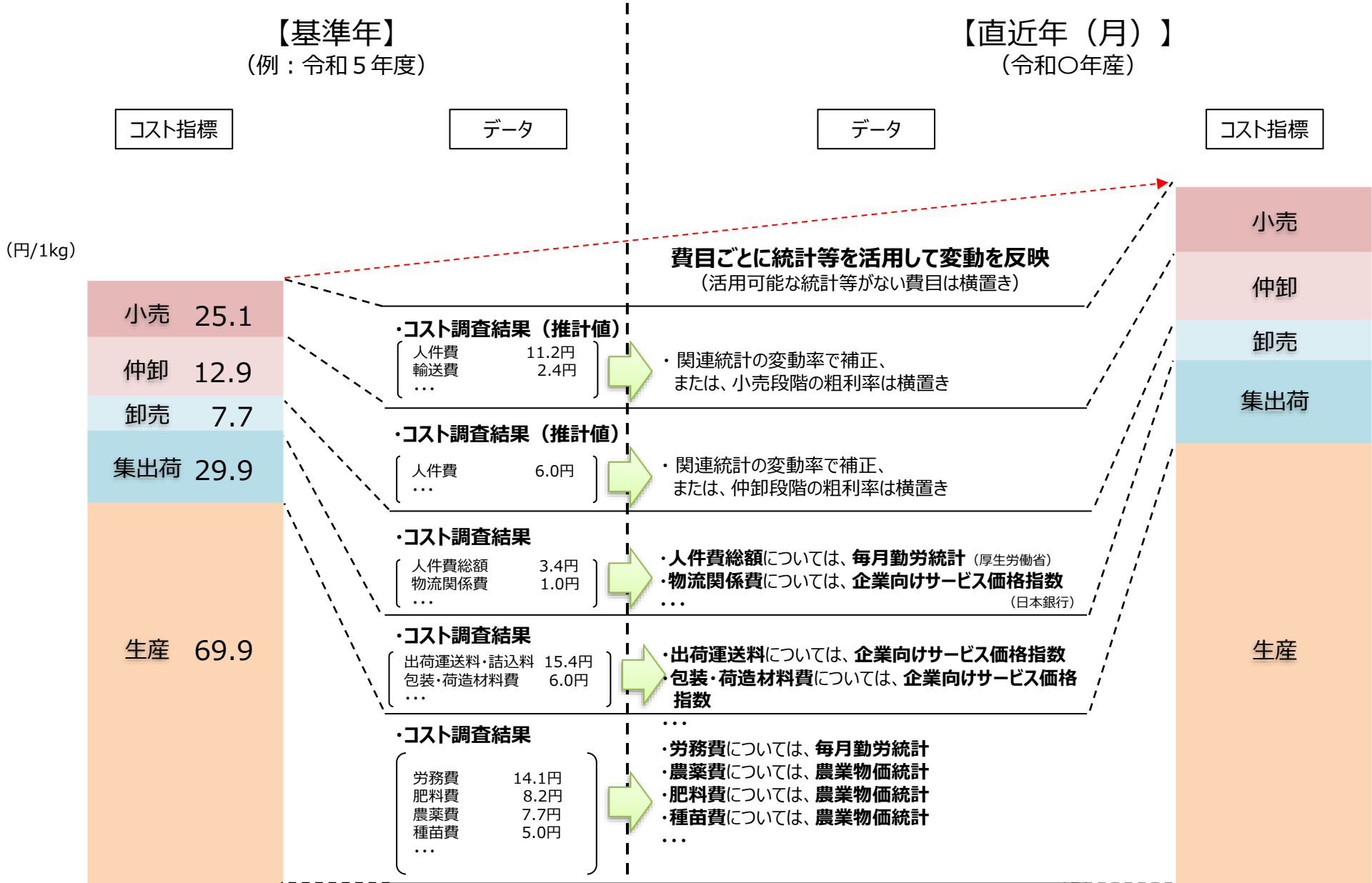
・コスト調査結果

原材料費	13.3円
物流費	13.3円
人件費	10.7円
包装材料費	5.7円
燃料費	2.7円
...	

・原材料費については、**企業物価指数**（日本銀行）
・物流費については、**企業向けサービス価格指数**（日本銀行）
・人件費については、**毎月勤労統計**（厚生労働省）
・包装資材については、**企業物価指数**
・燃料費については、**企業物価指数**
...



(注) 上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。



(注) 上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。